

議第24号

茨城県議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月22日

茨城県議会議長 石 井 邦 一 殿

提出者 茨城県議会議会運営委員会委員長 鈴 木 将

## 茨城県議会会議規則の一部を改正する規則

茨城県議会会議規則（昭和 35 年茨城県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ又は延長することができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第 9 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ又は延長することができる。

第 49 条第 1 項中「発言」の次に「(第 62 条の 2 ((質問の特例)) の規定による質問に係るものを除く。)」を加える。

第 50 条第 5 項中「欠席したとき」の次に「(第 62 条の 2 ((質問の特例)) の規定により質問するときを除く。)」を、「現在しないとき」の次に「(同条の規定により質問するときを除く。)」を加える。

第 62 条の次に次の 1 条を加える。

(質問の特例)

第 62 条の 2 第 2 条 ((欠席等の届出)) 第 1 項の規定により出席できない議員 (第 60 条 ((一般質問)) 第 1 項の規定による許可を得た議員に限る。以下この条において同じ。) が、電子情報処理組織 (議会の使用に係る電子計算機と議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により質問することを希望する場合であつて、議長が必要があると認めるときは、当該議員は、当該方法により質問することができる。この場合における質問については、第 38 条 ((議案等の説明、質疑及び委員会付託)) の規定による質疑と併せて行うことができない。

第 65 条中「場所」の次に「(茨城県議会委員会条例 (昭和 35 年茨城県条例第 46 号) の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨)」を加える。

第 108 条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第 122 条第 1 項第 3 号中「出席」を「出席議員」に改め、「氏名」の次に「(第 62 条の 2 ((質問の特例)) の規定により質問した議員と当該議員以外の議員とに分けて記載すること。)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第25号

持続可能な社会保障制度の確立に向けて、国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して受けられるための財源確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月22日

茨城県議会議長 石井邦一 殿

提出者	茨城県議会議員	海野透
	同	葉梨衛
	同	白田信夫
	同	飯塚秋男
	同	細谷典幸
	同	小川一成
	同	田山東湖
	同	森田悦男
	同	常井洋治
	同	川津隆
	同	伊沢勝徳
	同	西野一
	同	高崎進
	同	齋藤英彰

持続可能な社会保障制度の確立に向けて、国民が将来にわたり必要な医療・  
介護を安心して受けられるための財源確保を求める意見書

長らく続く物価高騰には、一時的ではなく、恒常的な対応が必要である。

また、支え手が減少する中での人材確保が不可欠であり、政府からも持続的な賃上げが  
呼び掛けられている。

しかしながら、公定価格により運営する医科歯科医療機関、薬局、介護施設等は、その  
上昇分を価格に転嫁することができない。物価高騰と賃上げ、さらには、日進月歩する技  
術革新への対応には十分な原資が必要である。

国民の生命と健康を守るため、医療・介護分野における物価高騰・賃金上昇に対する取  
組を進め、国民に不可欠、かつ日進月歩している医療・介護を提供しなければならない。

よって、国においては、適切な財源を確保するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月 日

茨城県議会議長 石 井 邦 一

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

議第26号

私学助成の充実強化等に関する意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月22日

茨城県議会議長 石井邦一 殿

提出者	茨城県議会議員	海野透
	同	葉梨衛
	同	白田信夫
	同	飯塚秋男
	同	細谷典幸
	同	小川一成
	同	田山東湖
	同	森田悦男
	同	常井洋治
	同	川津隆
	同	伊沢勝徳
	同	西野一
	同	長谷川重幸

## 私学助成の充実強化等に関する意見書

本県の私立中学高等学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、本県ひいては我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、日本社会は、様々な課題解決に迫られている。こうした厳しい状況にあって、我が国が今後も世界の中で後れを取ることなく、国力を維持し発展していくためには、将来を担う子供たちの育成が何よりも重要である。「経済財政運営と改革の基本方針 2023」においても「未来への投資」として「人への投資」を促進する政策が最優先され、質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むと明記されている。

しかしながら、私立中学高等学校は、学校運営の効率化、教員の資質向上・負担軽減、諸物価の高騰等様々な課題解決を迫られており、もはや自助努力の範囲を超えたものとなっている。

国による私立高等学校生徒への授業料支援では、年収590万円を境に大きな格差が生じている支援金額の是正や、私立中学校生徒への授業料支援制度の創設も必要である。

また、現行の就学支援金制度等では、負担が十分に軽減されない保護者がいることから、これらを対象とした教育費の税額を控除する「教育費減税」制度の創設が必要である。

このほか、ICT環境の整備や学校施設の耐震化及び空調・換気設備等の整備、省エネ・脱炭素化への対策なども急務である。

さらに、政府が推進する高等学校段階からの海外留学についても、国による支援策の充実が不可欠である。

このように、公教育の一翼を担う私立中学高等学校が、国が進める教育改革に的確に対応し、特色ある質の高い教育を提供できるよう、財政基盤の安定のため、国による全面的な財政支援が求められる。

よって、政府及び国会におかれては、私立中学高等学校教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、一層の充実が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月 日

茨城県議会議長 石井 邦 一

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣